

第1回 憲法概念と憲法規範の特質

今回は、この講義の進め方について説明したうえで、憲法概念などについて、検討します。

私たちがこれから1年間（または半年間）学ぶことになる憲法とは、そもそもどのようなものであり、どのような性質をもつのかということも、講義の最初に明らかにしておきましょう。

1. 法学の全体像と憲法学の位置

- ・ 法学の世界は、基礎法学（法哲学・法理学、法史学・法制史、比較法、外国法、法社会学など）、法解釈学（憲法学、民法学、刑法学、商法学、民事訴訟法学、刑事訴訟法学など）、立法学に大別できる。
- ・ 憲法学は、憲法典（具体的には、日本国憲法）を解釈する学問である。
- ・ すべての実定法は、憲法の定めるところに基づき（41条、59条）、憲法の許す範囲内（98条）、制定される。憲法に違反する国家行為は（立法も）すべて無効である（81条、98条）。

2. 憲法概念

- ・ 憲法概念を考えると、これを形式的意味の憲法と実質的意味の憲法とに分けて考えるのが一般的である。
- ・ 実質的意味の憲法のうち、特に自由主義に基づき人権保障のために権力を抑制することを定めた基本法を立憲的意味の憲法という。これに対して、単に国家統治の組織・作用の基本法を意味するとき、これを固有の意味の憲法という。

3. 憲法規範の特質

- ・ 憲法は、国会、内閣、裁判所などといった国家の機関を設置し、各機関に対して、立法権、行政権、司法権などといった国家作用を授権するとともに、公権力を規律することによって、国民の権利・自由を確保する。
- ・ 憲法は、国家権力がなしうる権能を制限的に定め、人権を保障する規定を置くことによって、国民が国家権力によって自由を不当に制限にされないようにする基礎法である。
- ・ 国法秩序は、憲法、法律、命令（政令、内閣府令・省令）という順に段階構造になっている。上位の規範は、下位の規範の正統性の根拠となり、下位の規範よりも形式的効力において勝る。そして、憲法は、国の法体系の中で最も強い形式的効力を有する最高法規であり、憲法に違反する国家行為はすべて無効である。

今回は、日本国憲法の三大原理について説明します。

高校までの社会科の学習で、日本国憲法の三大原理を覚えさせられた経験があるはずで
す。しかしながら、それらの原理の意味について、きちんと説明できますか。それら 3 つ
の原理の相互の関係は、どのようになっているのでしょうか。それら 3 つの原理の重要性は、
それぞれ等しいと言えるのでしょうか。それとも、どれか 2 つを犠牲にしてでも守るべき最
も重要な 1 つの原理というものが存在するのでしょうか。こういったことについて、考え
てみましょう。